

札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の
人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条
例案

平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の
人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条
例

（札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設
備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第1条 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、
設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第8号）の一部を次の
ように改正する。

(1) 目次中

「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条—第47条）」
を

「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の2・第42条
の3）」

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条—第47条）」
に、

「第5節 削除」

を

「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第114条—第131条）」
に、

「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条—第188条）」
を

「第6節 共生型居宅サービスに関する基準（第181条の2・第181条の3）」

第7節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条—第188条）」
に、

「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第360条—第364条）」

を

「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第359条の2・第359条の3）」

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第360条—第364条）」

に改める。

(2) 第1条中「第70条第2項第1号」の次に「、第72条の2第1項」を、「第115条の2第2項第1号」の次に「、第115条の2の2第1項」を、「並びに指定居宅サービス」の次に「、共生型居宅サービス」を、「並びに指定介護予防サービス」の次に「、共生型介護予防サービス及び」を加える。

(3) 第11条中「指定居宅介護支援事業者」の次に「(法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)」を加える。

(4) 第15条中「提供する者」の次に「(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)」を加える。

(5) 第29条第3項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(6) 第36条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第165条第2項に

において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(7) 第2章第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成24年条例第43号。以下「総合支援法施行条例」という。)第8条第1項第6号に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(同項第8号に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(総合支援法施行条例第8条第1項第1号に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所(総合支援法施行条例第8条第1項第7号に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業員の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(総合支援法施行条例第8条第1項第5号に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の3 第5条、第6条(第1項を除く。)、第7条及び第9条から第42条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(8) 第59条中「及び第32条」を「、第32条から第36条まで及び第37条」に改める。

(9) 第63条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

(10) 第65条第5項中「第171条第10項」を「第171条第14項」に改める。

(11) 第69条中「指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「指定居宅介護支援事業者等」に改める。

(12) 第79条中「第32条」の次に「から第36条まで、第37条」を加える。

(13) 第81条第1項を次のように改める。

指定訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

(14) 第81条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

(15) 第82条中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

(16) 第90条中「、看護職員(保健師、看護師及び准看護師のうち、歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師以外の者をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

(17) 第91条第1項第1号中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

(18) 第92条中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

(19) 第95条第1項第1号中「指定居宅介護支援事業者等」を「指定居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

(20) 第96条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

(21) 第113条中「第34条」の次に「から第36条まで、第37条」を加える。

(22) 第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（総合支援法施行条例第8条第1項第17号に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同項第29号に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同項第32号に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号。以下「児童福祉法施行条例」という。）第4条第3号に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法施行条例第2条第9号に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（児童福祉法施行条例第4条第2号に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（児童福祉法施行条例第4条第9号に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（同条第8号に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(I) 指定生活介護事業所（総合支援法施行条例第8条第1項第18号に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（同項第30号に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をい

う。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(同項第33号に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(児童福祉法施行条例第4条第4号に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)、又は指定放課後等デイサービス事業所(同条第10号に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。))の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(総合支援法施行条例第8条第1項第16号に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(同項第28号に規定する指定自立支援(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(同項第31号に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。))の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条、第102条第4項及び第103条から第112条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、規則で定める。

第116条から第131条まで 削除

(23) 第135条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

(24) 第138条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

(25) 第142条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

- (26) 第148条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。
- (27) 第153条第2項中「指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「指定居宅介護支援事業者等」に改める。
- (28) 第165条第2項中「(指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。
- (29) 第168条及び第181条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。
- (30) 第188条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。
- (31) 第9章第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第181条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（総合支援法施行条例第8条第1項第20号に規定する指定短期入所事業者をいい（第359条の2において同じ。）、指定障害者支援施設（総合支援法施行条例第186条第2号に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条及び第359条の2において同じ。）が指定短期入所（総合支援法施行条例第8条第1項第19号に規定する指定短期入所をいう。以下この条及び第359条の2において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条及び第359条の2において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条、第149条及び第152条から第167条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(32) 第190条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(33) 第191条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条、第215条、第367条及び第375条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

(34) 第192条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加

える。

(35) 第202条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(36) 第207条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

(37) 第215条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

(38) 第226条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(39) 第237条及び第248条中「第34条」の次に「から第36条まで、第37条」を加える。

(40) 第255条第1号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(41) 第256条第4項中「記載した書面を」を削り、「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

(42) 第263条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を加える。

(43) 第265条中「第35条から第37条まで」を「第35条、第36条、第37条」に改める。

(44) 第276条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を加える。

(45) 第311条第1項を次のように改める。

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに置くべき従業者の員数は、以下のとおりとする。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

(46) 第311条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

(47) 第312条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

(48) 第316条中「、看護職員（保健師、看護師及び准看護師のうち、歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師以外の者をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

(49) 第317条第1項第1号中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

(50) 第318条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

(51) 第337条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

(52) 第21章第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第359条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービ

ス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う指定短期入所事業所が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第359条の3 第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第149条、第152条から第154条まで、第157条から第167条まで、第295条の2及び第295条の3、第343条、第348条並びに第350条及び第351条の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、規則で定める。

(53) 第366条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、

それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(54) 第367条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものを除く。）を有すること。

(55) 第375条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

(56) 第385条に次の1項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(57) 第386条及び第396条中「第34条」の次に「から第36条まで、第37条」を加える。

(58) 第405条第1号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(59) 第406条第4項中「を記載した書面」を削り、「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

(60) 第408条中「第35条から第37条まで」を「第35条、第36条、第37条」に改める。

(61) 附則に次の6条を加える。

第10条 平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第218条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数

第11条 平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第240条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数とする。

第12条 平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施

設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第220条及び第242条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

第13条 平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第381条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型介護予防指定特定施設の実情に応じた適當数

第14条 平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第392条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適當数とする。

第15条 平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設され

る介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第383条及び第394条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第64号)の一部を次のように改正する。

(1) 第12条第6項中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同条第13項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士、調理員又は事務員

(2) 第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(3) 第32条を次のように改める。

(職員の専従)

第32条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第51条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員

(第59条第2項(第71条において準用する場合を含む。))の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第68条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第33条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

(5) 第35条第7項及び第36条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

(6) 第39条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(7) 第46条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第46条の2 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第35条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の対応方法を定めておかなければならない。

(8) 第53条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

(9) 第55条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(10) 第64条第9項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士、調理員又は事務員

(11) 附則第5項（見出しを含む。）、第6項及び第7項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

（札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第65号）の一部を次のように改正する。

(1) 第11条第12項中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

(2) 第17条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回

以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

(札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年条例第9号)の一部を次のように改正する。

(1) 目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第60条の20の2・第60条の20の3)

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

に改める。

(2) 第1条中「第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項第1号及び第2号」を、「並びに指定地域密着型サービス」の次に「、共生型地域密着型サービス」を加える。

(3) 第7条第2項中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として指定地域密着型サービス基準省令第3条の4第2項の厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)」に改め、同条第5項中「、午後6時から翌日午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

(4) 第7条第7項中「午後6時から翌日午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から翌日午前8時までの間は」を削り、同条第12

項中「第193条第10項」を「第193条第14項」に改める。

- (5) 第33条第3項中「午後6時から翌日午前8時までの間に行われる」を削る。
- (6) 第40条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。
- (7) 第48条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として指定地域密着型サービス基準省令第6条第2項の厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。
- (8) 第60条の25中「次条第2項及び第60条の34第4号」を「以下この節」に、「9人」を「18人」に改める。
- (9) 第3章の2第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成24年条例第43号。以下「総合支援法施行条例」という。)第8条第1項第17号に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同項第29号に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同項第32号に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(札幌市児童福祉法施行条例(平成24年条例第62号。以下「児童福祉法施行条例」という。)第4条第3号に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法施行条例第2条第9号に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(児童福祉法施行条例第4条第2号に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(児童福祉法施行条例第4条第9号

に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（同条第8号に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（総合支援法施行条例第8条第1項第18号に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（同項第30号に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（同項第33号に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（児童福祉法施行条例第4条第4号に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（同条第10号に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（総合支援法施行条例第8条第1項第16号に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（同項第28号に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（同項第31号に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項

及び第60条の6から第60条の19までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(10) 第66条第1項中「第8条の2第15項」を「法第8条の2第15項」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。))」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「運営」の次に「(第83条第7項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。))」を加える。

(11) 第83条第1項第1号中「及び当該本体事業所」を「並びに当該本体事業所」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。))」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定居宅サービスの事業)」を「指定居宅サービス事業等」に改め、「及び第9章」を削る。

(12) 第84条第3項、第85条、第104条第3項、第112条第2項及び第113条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

(13) 第118条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回

以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(14) 第126条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

(15) 第131条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

(16) 第139条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(17) 第153条第1項第3号中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第67号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第43条

に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準条例第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(18) 第153条第9項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

(19) 第155条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

(20) 第159条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(21) 第167条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

(22) 第170条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

(23) 第184条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(24) 第188条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

(25) 第193条第1項第1号中「(本体事業所)」を「(第83条第7項に規定する本体事業所)」に、「、当該本体事業所」を「当該本体事業所」に、「又は」を「及び」に改め、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項中「(本体事業所)」を「(第83条第7項に規定する本体事業所)」に、「、当該本体事業所」を「当該本体事業所」に改め、「第219条第7項に規定する」を削り、「当該本体事業

所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護」の次に「及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

(26) 第193条中第10項を第14項とし、同条第9項中「第171条第9項」を「第171条第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第201条第1項において「研修修了者」という。）を置くことができる。

(27) 第193条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの

提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

(28) 第194条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第172条第2項」を「第172条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

(29) 第195条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

(30) 第196条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「、次の表の左欄に掲げる登録定員の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用定員の数」を「登録定員の数に応じて次の表の右欄に定める利用定員の数、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」に改め、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

(31) 第197条第3項各号列記以外の部分中「宿泊室」の次に「(指定看護小

規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合に、当該診療所が有する病床と兼用するときを含む。）」を加える。

(32) 第201条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

(33) 第210条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。))」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

(34) 第219条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。))」の次に「又は介護医療院」を加える。

(35) 第220条第3項、第221条、第233条第2項及び第234条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

(36) 第236条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(37) 附則第7条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に

改め、附則に次の2条を加える。

第11条 平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第131条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

第12条 平成36年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第133条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

（札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第5条 札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条

例（平成26年条例第55号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条第4項中「介護保険施設等」を「介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等」に改める。
- (2) 第5条第1項中「（次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）」を削る。
- (3) 第6条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。
- (4) 第7条第2項中「あること」を「あり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」に改め、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
 - 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- (5) 第16条第9号ただし書中「ただし、」の次に「利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加え、同条第13号の次に次の1号を加える。
 - (13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。
- (6) 第16条第18号の次に次の1号を加える。

(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2の厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号の厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を本市に届け出なければならない。

(7) 第16条第19号中「主治の医師又は歯科医師（次号において「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。

（札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第67号）の一部を次のように改正する。

(1) 第4条第4項中「同じ。）及び」を「同じ。）に」に改め、「ユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合」の次に「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を加え、「指定介護老人福祉施設及び」を「指定介護老人福祉施設に」に改め、「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を、「）を併設する場合の」の次に「指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」を加え、「第52条第2項」を「指定地域密着型サービス等基準条例第189条第2項」に改める。

(2) 第8条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

(3) 第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- (4) 第24条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第24条の2 指定介護老人福祉施設の設置者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

- (5) 第28条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
- (6) 緊急時等における対応方法

- (6) 第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- (7) 第51条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

- (8) 附則第5項、第6項及び第7項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。

(1) 第3条第4項中「」及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合」を「以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」に改め、同条第6項中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項第2号を同項第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

(2) 第3条第7項及び第4条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

(3) 第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(4) 第44条第1項中「第97条第2項」を「第97条第1項」に、「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

(5) 第46条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(6) 附則第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第69号）の一部を次のように改正する。

(1) 第3条第7項中「）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合」を「以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設」に改める。

(2) 第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(3) 第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(4) 附則第2項、第4項、第8項及び第11項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第9条 札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年条例第56号）の一部を次のように改正する。

(1) 第4条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

(2) 第7条第2項中「あること」を「あり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること」に改め、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

(3) 第33条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

(4) 第33条第21号中「次号」の次に「及び第22号」を加え、同条第21号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付する

こと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第255条第1号の改正規定、同条例第405条第1号の改正規定及び第5条中札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第16条第18号の次に1号を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号。附則第4項において「法」という。）、第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下この項及び附則第4項において「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第90条の指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。附則第4項において同じ。）が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準条例第90条から第92条まで及び第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(管理者に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間は、第5条の規定による改正後の札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を同条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に法第53条第1項に規定する指定介護予防サービ

スを行っている事業所において行われる旧指定居宅サービス等基準条例第316条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準条例第316条から第318条まで及び第321条において準用する第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(理由)

介護保険サービス等の人員、設備、運営等に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い本市における介護保険サービス等の人員、設備、運営等に関する基準を改めるため、本案を提出する。

平成30年第1回定例市議会

市長提出議案等①

平成30年(2018年)2月20日提出分

(議案第16号から第45号まで)

